

諮問番号：平成30年諮問第15号

答申番号：平成30年答申第17号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の5において準用する法第19条の規定による特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人の障害の状態が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第1条第2項に定めるものに該当するにもかかわらず、請求が却下されたことを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成28年12月27日付けで、処分庁に対し、特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）（以下「本件診断書」という。）を添えて、特別障害者手当認定請求書を提出した。
- 2 処分庁は、平成29年5月17日付けで、法及び令に基づき、審査請求人の障害の状態を審査の上、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、平成29年6月27日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、自身の障害の程度が令第1条に掲げる障害の状態に該当しないとした処分庁の判断は間違っていると主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の障害の程度の認定において、法、令及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付け社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）に基づき審査を行い、審査請求人は特別障害者に該当しないと判断したため、本件処分を行ったものであり、適法かつ正当なものであることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

1 法第2条第3項において「特別障害者」を「20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」と定義し、特別障害者手当（以下「手当」という。）については、法第26条の2において「特別障害者に対し、特別障害者手当（中略）を支給する。」と規定されている。また、令第1条第2項において「法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。」と規定され、同項第1号から第3号までにおいて次のとおり障害の状態が規定されている。

(1) 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下この項において「身体機能の障害等」という。）が別表第2各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの

(2) 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの

(3) 身体機能の障害等が別表第1各号（第10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

2 令別表第2においては、七つの具体的な障害の内容が示され、このうち、下肢の肢体不自由に関するものとして、次の二つが示されている。

(1) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの（令別表第2第4号）

(2) 体幹の機能に座つていないことができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（令別表第2第5号）

3 認定基準別紙第一の1において「この認定基準は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（中略）第1条第1項及び第2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。」と、第一の3において「障害程度の認定は、原則として、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（中略）第2条及び第15条に規定する（中略）特別障害者手当認定診断書（中略）によって行うこと。」と示されている。

4 手当の認定については、認定基準別紙第三の1において令第1条第2項第1号に該当する障害（以下「第1号障害」という。）に係る基準が、第三の2において同項第2号に該当する障害（以下「第2号障害」という。）に係る基準が、第三の3において同項第3号に該当する障害（以下「第3号障害」という。）に係る基準がそれぞれ示されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 第1号障害について

両下肢の機能障害について、令別表第2第4号において「両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの」と定められる。具体的には認定基準別紙第三の1の(4)のアにおいて「おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下。）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。」とされている。

審査請求人の障害状態に関して本件診断書では、右・左の股、膝、足の筋力半減（両下肢筋力はやや改善しており、同封診断書を訂正する。）としており、著減又は消失の状態ではない。また、各々の関節について左右どちらも強直肢位は全て「なし」、他動範囲も「正常」とされている。以上のことから、両下肢の機能障害には該当しない。令別表第2第5号の体幹の機能障害についても、「正常」と診断されているため体幹機能障害には該当しない。

また、審査請求人は両下肢の機能障害があるとして、「片足で立つ」、「階段の昇降」ができないと反論しているが、認定基準別紙第三の1の(4)のアのただし書によれば、「膝関節のみが100度屈位の強直である場合のように単に1関節が用を廃するにすぎない場合であっても、その下肢は歩行する場合に使用することができないため、その下肢の機能に著しい障害を有するものとする。なお、この場合にはつえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活において次のいずれの動作（「片足で立つ」、「階段の昇降」）も行うことができないものである。」とされている。審査請求人については、膝関節の強直肢位はなく、他動範囲も正常となっているため、そもそも反論書にあるような条件には該当しない。

イ 第2号障害について

「前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの」とされているが、そもそも令別表第2各号のいずれかに該当する身体機能の障害等がないため、当てはまらない。

ウ 第3号障害について

認定基準別紙第三の3において「令第1条第2項第3号に該当する障害の程度とは、令別表第1のうち次のいずれかに該当するものとする。」とされている。

- (1) 第2障害児福祉手当の個別基準の4又は5に該当する障害を有するものであって（中略）「安静度表」の1度に該当する状態を有するもの。
- (2) 第2障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するものであって（中略）「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの。

本審査請求は肢体不自由用の診断書を基に判断を行うため、令第1条第2項第

3号に該当する障害については判断することができない。

エ 結論

以上のとおり、本件審査請求は審査請求人が手当の認定の要件に該当しているか否かについて本件診断書により判断したものであり、審査請求人の障害の程度が令第1条に掲げる障害の状態に該当せず、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月4日	審査庁が審査会に諮問
〃 10月24日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
〃 10月25日	第1回調査審議（第1部会）
〃 11月19日	第2回調査審議（第1部会）
〃 12月20日	第3回調査審議（第1部会）
〃 12月20日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、自身の障害の状態が令第1条第2項に規定する障害の状態に該当する旨主張していることから、この点について検討する。

2 令第1条第2項において「法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。」とされ、同項第1号から第3号までにおいて障害の状態が規定されているため、審査請求人の障害の状態が各号のいずれかに該当するかどうかについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の処理基準とされる認定基準に基づき検討することになる。

3 まず、第3号障害については、本件診断書が肢体不自由に関するものであることから、審査請求人の障害の状態が認定基準別紙第三の3に示された二つの基準（内部障害（認定基準別紙第二の4）若しくはその他の疾患（認定基準別紙第二の5）又は精

神障害（認定基準別紙第二の6）に係るもの）のいずれかに該当するかどうかを判断することはできない。よって、第1号障害及び第2号障害のうち、審査請求人が主張する下肢の肢体不自由に関するものについて検討する。

- 4 令別表第2第4号（両下肢の障害）については、認定基準別紙第三の1の(4)のAにおいて、おおむね両下肢のそれぞれについて、股、膝及び足の三つの関節のうち二つ以上の関節が強直若しくはそれに近い状態にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減している場合で起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいうとされている。本件診断書において、左右の股、膝及び足の筋力は半減とされており、著減又は消失の状態ではない。また、強直肢位はなく、他動範囲も正常とされている。以上のことから、両下肢の機能障害には該当しない。

令別表第2第5号（体幹の機能障害）については、「確認書」と題する書面において、体幹の機能障害を要因とする座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害はないとされていることから、該当しない。

- 5 したがって、認定基準、本件診断書等を踏まえ、審査請求人の障害の程度は令第1条第2項各号のいずれにも該当しないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。
- 6 なお、審査請求人は、同人は両下肢の障害のほかにも脳機能障害、膀胱障害等を有していること、処分庁が職権によって病院に対して調査を行えば、本件診断書に記載されていないこれらの障害について把握することが可能であること、審査請求人がこれらの障害について記載された診断書により再度請求を行わなければならないとする合理的な理由がないこと等から、本件診断書に記載されていない障害についても考慮すべきである旨を主張しているが、法第19条において「手当の支給要件に該当する者（略）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。」と規定されており、その手続については、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第15条において「認定の請求は、特別障害者手当認定請求書（略）に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。」と規定され、同条第2号において必要な書類として「受給資格者が法第2条第3項に規定する者であることに関する医師の診断書」が示されているとおり、手当の支給の判断は請求に基づき行うものであることから、本件診断書に基づいて判断した処分庁の対応に違法又は不当な点は認められない。

7 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳